

○新温泉町浜坂温泉給湯装置設置工事費軽減措置取扱要綱

平成29年3月27日

告示第35号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、新温泉町温泉供給条例（平成17年新温泉町条例第121号）第18条の規定により、浜坂温泉の給湯装置の設置に係る工事費（以下「工事費」という。）を軽減することについて、必要な事項を定めるものとする。

(軽減対象者)

**第2条** 工事費の軽減を受けることができる者は、平成29年度以後新たに浜坂温泉の給湯の許可を受けて加入金を納入した者（以下「軽減対象者」という。）とする。

(軽減額)

**第3条** 工事費の軽減額は前条の加入金の額を限度額とし、当該限度額を超える額は軽減対象者が負担するものとする。

(その他)

**第4条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

**附 則**

この告示は、平成29年4月1日から施行する。